

保険料(税)  
収納率向上対策  
シリーズ

# NPO LG Net 堀博晴の 滞納整理塾

第19回



今年度も執筆をお受けしましたローカルガバメントネットワーク理事長の堀です。引き続きよろしくお願ひします。さて、今年度第一回は、縁あって、昨年3月から2年の期限付き職員として八丈町に採用されました私と八丈町職員を取り組みを書かせていただきます。その前に……

## 回復傾向?

## 3年連続の収納率UP!!

平成26年1月28日に厚生労働省から「平成24年度国民健康保険(市町村)の財政状況」が発表されました。全国ベースで現年分収納率は89・86%と対前年で0・47ポイント伸びています。

厚生労働省では毎年収納率の低下、上昇にかかわらずその要因を載せていますが今年はその要因がありません。私は景気

堀 博晴 ほり ひろはる

NPO LG Net理事長、厚生労働省国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー

昭和42年江戸川区役所に入部。東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部、主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募し、官公庁担当に。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。平成23年より、NPO LG Netを設立し、理事長に就任。平成25年3月より八丈町税務課徴収係長として現場でも活躍中。著書には、『インターネット公売のすべて』(ぎょうせい)、『自治体増収大作戦-インターネットが変えた-』(ぎょうせい)がある。

も思うように良くならない中、全国の国保料(税)の収納にかかっている徴収吏員の皆さんの頑張りがあったからだと思っています。

県別にみると5県(石川県、和歌山県、香川県、高知県、宮崎県)が収納率を上げていますが、他の都道府県は収納率がアップしています。

保険者規模別にみると市部は89・01%から89・49%に、町村部は92・98%から93・46%とともに0・48ポイント上がっています。

国保制度を崩壊させないために!!

東京都の現年分収納率は85・63%と昨年より0・30ポイント上昇していますが、順位は相変わらず47位で連続最下位の記録を更新しました。23年度は46位の栃木県との差は1・72ポイント、24年度は23年度44位から今年46位になった大阪府との差は2・13ポイントと昨年よりその差が大きくなっています。東京都も頑張ってはいますが、それ以上に他県が頑張っていますので、よほど気合を入れて徴収事務をしないと最下位脱出は当分の間出来そうもありません。

特に23区の収納率は全国的に見ても低く23区の頑張り求められているのではないのでしょうか。

八丈町の国保税の徴収率は表を見ていただくとお分かりのように現年度分は88・01%と23区並か少し良い程度です。しかし他の市町村と比べると非常に低い徴収率です。これを何とかしなくてはというところで24年3月15日から八丈町で徴収改革に取り組んでいます。

## 八丈町の徴収改革

### 1 八丈島って

八丈島は東京の南287kmに浮かぶ面積69・52km<sup>2</sup>、平均気温18・1℃高温多湿で雨の多い島です。400年前に宇喜多

秀家が流された流人の島として有名です。人口は約8000人、世帯数4664世帯(内国保加入世帯2556世帯)で産業は、花き観葉植物栽培と沿岸漁業、商工では焼酎やくさやの加工、本場黄八丈織などのほか各種観光関連サービスが中心の島です。

### 2 どうして徴収率が低いのか

私は着任してすぐに、八丈町の徴収のやり方をお聞きしました。そして見えてきたのが徴収でやってはいけない4悪すべてを行っていたことです。

この4悪とは①集金をしている世帯が多いこと②延滞金を徴収しないこと③小額分納が多いこと④差押えが少ないことです。

集金をして歩けば、集金に行かなければ払わなくなります。また時間もかかります。

延滞金を取らないことが分れば、納期内納付をする人が少なくなり、滞納となる事案が増え、徴収吏員の仕事が増えます。

小額分納を認める(相手の言いなり)ことは滞納整理をしているのではなく、滞納の山を築いているだけです。

未処分事案が多いということは、時効にってしまう事案が増えるということです。

八丈町はこの4悪をすべてやっていました。

### 3 法律どおりやるごん!!

こういう状況を見て私は職員の方



▲八丈島全景

八丈島位置▶



▲八丈島のフリージア畑

## ●八丈町の国民健康保険税及び町税の推移

(単位:%)

税目	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
国保税現年課税分		89.90	89.50	89.90	89.70	90.20	89.90	90.30	91.20	90.80	90.20	87.90	88.40	87.90	87.70	88.01
国保税滞納繰越分		26.10	23.90	27.40	27.40	26.50	26.60	22.20	21.20	17.80	18.80	14.90	21.30	19.30	21.40	21.78
国保税現線計		79.20	76.10	76.50	75.20	75.00	73.80	73.00	73.40	72.20	74.30	68.20	68.10	66.40	67.50	67.29
町税現年課税分		94.60	93.70	94.70	95.80	95.70	94.90	95.80	96.10	96.00	95.90	95.80	96.10	95.60	95.80	96.05
町税滞納繰越分		13.30	8.10	24.70	22.40	20.70	22.40	23.70	10.80	8.40	8.40	11.90	12.80	12.00	17.10	19.50
町税現線計		79.60	77.10	79.50	87.00	86.20	85.20	85.20	84.30	83.00	82.50	85.70	86.00	85.00	85.50	85.99

に法律どおりやるごん(やるご)と提案し  
逐次改革に乗り出しました。  
まず初めに行ったのは延滞金を取りま  
すよというチラシを作成し4月号の町報  
に折込み全世帯に配布しました。(4月号

の原稿締切り  
が過ぎていた  
ため折込に。  
このチラシ  
には、①税の  
公平性を確保  
するために財  
産の差押え等  
の滞納処分を  
強化すること  
②滞納すると  
延滞金がかか  
るため、大き  
な損失になる  
こと③納税に

### 町税の滞納処分を強化します!

～税負担の公平性を確保するために～

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書等にて納付の催告をしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査及び財産の差押等の滞納処分を行っています。

滞納処分の主な例として、「預貯金」・「給与」・「生命保険」・「不動産」・「自動車」などの差押、「自動車」・「軽自動車」・「オートバイ」などには、タイヤロックを装着し、運行不能状態とし、引き継いで公売の実施、事務所や居宅への家宅捜索などを行います。

～滞納は大きな損失です～

税金を納期限までに納付しないと、延滞金が課せられるなどの不利益を受けることとなります。また、滞納整理にも多額の費用がかかるため、町全体にとっても大きな損失となります。町税を有効に活用するために、納期内納付をお願いします。

#### ●延滞金

延滞金は、納期限の翌日からひと月を経過する日までの期間は、年7.3%(ただし、租税特別措置法の規定により、今年末までは4.3%)それ以後は、年14.6%の割合で加算されます。

#### ●納税に困っている方は、早めに納税相談を

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付ごとの納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

また、4月より夜間にも納税相談を行います。

●日時 4月15日(水)・25日(木) 17:15～20:00

■問い合わせ 税務課徴収係 電話2-1121 内線223、225

4 集金をやめよう!!  
次に行ったことは集金の廃止です。今  
まで職員の方々はあたりまえのように

困っている方は納税相談日に相談に来て  
ほしいこと(この納税相談はその後、い  
つでも相談に応じるので電話で連絡をし  
ていただき、相談日と時間を個別に決め  
る方式に改めました。)を書きました。  
このチラシを配布した効果はすぐに表  
れました。窓口には「延滞金を取られるな  
ら払う」とか、「差押えをやられるぐらい  
なら払う」という方が多く来てくださる  
ようになりました。「法律どおりにやる  
よ」とチラシを配布しただけで自主的に  
支払いに来られる方が増えました。「法  
律どおりやるごん」の第一歩は成功しま  
した。その後町報の5月号以降は滞納整  
理の強化をしていますよということをも  
号訴えています。

集金に歩いていきましたので、これを廃止  
することは相当の抵抗が予想されました。  
そこで「集金の廃止に向けて」という文書  
を作成し、次回の訪問徴収時にやってき  
て欲しいことを職員にお願ひしました。

①まず、訪問した際に口座振替を勧めて  
もらう。ただし、引き落としできそうも  
ない方には無理矢理勧めない。(後々手  
間がかかるだけなので。)②そして今後は、  
寝たきりの方など特別な事情がない方は  
集金に来ない方針になったことを話して  
もらう。③集金に来ないなら払わないと  
いう方に対しては、これは組織としての  
方針なので従わざるを得ない旨話し、滞  
納になったら法律に基づいて差押えする  
方針である旨話してもらう。④それでも  
苦情を言うようであれば、徴収係に相  
談?(苦情を言いに)に来るよう話し帰っ  
てくるようにしてもらう。

私も職員と一緒に苦情を言いそうな何  
件が行かせてもらいましたが、税金を支  
払うのは義務であり、多くの方が自主納  
付をしている。今後は集金に来ない旨強  
く訴えました。「だったら払わない」とい  
う方には黙って差押えをさせてもらって  
います。  
この集金をしないことよかったこと  
があります。それは、滞納整理で一番大  
切なことの一つである財産調査をする時  
間が増えたことです。このことで差押件  
数が徐々に増えていきました。

次号に続きます。(3回シリーズ)